

28 経営第 3231 号
平成 29 年 3 月 31 日

全国農業会議所会長 殿

農林水産省経営局長



農地集積・集約化対策事業実施要綱の別表 1 の新規集積農地面積に規定する「農林水産省経営局長が特に認める面積」について。

このことについて、別添のとおり都道府県に通知しましたので、御了知の上、本事業の実施につき適切な御指導をお願いします。

(別紙)

農地集積・集約化対策事業実施要綱の別表1の新規集積農地面積に規定する「農林水産省経営局長が特に認める面積」について
(平成28年4月1日付け27経営第3373号経営局長通知) 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
<p>27経営第3373号 平成28年4月1日 29経営第3231号 平成29年3月31日 一部改正</p> <p>農林水産省経営局長</p> <p>農地集積・集約化対策事業実施要綱の別表1の新規集積農地面積に規定する「農林水産省経営局長が特に認める面積」について</p> <p>農地集積・集約化対策事業実施要綱 (平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)の別表1の新規集積農地面積に規定する「農林水産省経営局長が特に認める面積」について、下記のとおり定められたので、御了知願います。</p>	<p>27経営第3373号 平成28年4月1日</p> <p>農林水産省経営局長</p> <p>農地集積・集約化対策事業実施要綱の別表1の新規集積農地面積に規定する「農林水産省経営局長が特に認める面積」について</p> <p>農地集積・集約化対策事業実施要綱 (平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)の別表1の新規集積農地面積に規定する「農林水産省経営局長が特に認める面積」について、下記のとおり定められたので、御了知願います。</p>
<p>1 福島県営農再開支援事業 (平成25年2月26日付け24生産第2875号農林水産事務次官依命通知)の事業実施地区において、担い手(実施要綱別表1の「担い手」をいう。以下同じ。)に対して担い手以外の者が特定農作業委託(実施要綱別表1の「特定農作業委託契約」に基づく委託をいう。以下同じ。)を行っている農地であって、当該担い手以外の者が当該農地を機構へ貸し付け、事業実施年度の前年度の1月1日から事業実施年度の12月末日までに担い手へ賃借権の設定等(農地中間管理事業</p>	<p>1 福島県営農再開支援事業 (平成25年2月26日付け24生産第2875号農林水産事務次官依命通知)の事業実施地区において、担い手(実施要綱別表1の「担い手」をいう。以下同じ。)に対して担い手以外の者が特定農作業委託(実施要綱別表1の「特定農作業委託契約」に基づく委託をいう。以下同じ。)を行っている農地であって、当該担い手以外の者が当該農地を機構へ貸し付け、事業実施年度の前年度の1月1日から事業実施年度の12月末日に担い手へ賃借権の設定等(農地中間管理事業の推</p>

の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項に規定する「賃借権の設定等」をいう。以下同じ。）を行った農地の面積

2 平成23年4月22日時点における警戒区域、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域内の農地であって、実施要綱別表1の「新規集積農地面積」の定義の欄中2の(1)に掲げる農地に該当するものを機構へ貸し付け、事業実施年度の1月1日から事業実施年度の12月末日までに担い手へ賃借権の設定等を行った農地の面積

3 [略]

進に関する法律（平成5年法律第101号）第18条第1項に規定する「賃借権の設定等」をいう。以下同じ。）を行った農地の面積

[新設]

2 [略]

附 則

この通知は、平成29年4月1日から施行します。

27 経営第 3373 号
平成 28 年 4 月 1 日

29 経営第 3231 号
平成 29 年 3 月 31 日
一 部 改 正

都道府県知事 宛

農林水産省経営局長

農地集積・集約化対策事業実施要綱の別表 1 の新規集積農地面積に規定する「農林水産省経営局長が特に認める面積」について

農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）の別表 1 の新規集積農地面積に規定する「農林水産省経営局長が特に認める面積」について、下記のとおり定めたので、御了知願います。

記

- 1 福島県営農再開支援事業（平成25年2月26日付け24生産第2875号農林水産事務次官依命通知）の事業実施地区において、担い手（実施要綱別表 1 の「担い手」をいう。以下同じ。）に対して担い手以外の者が特定農作業委託（実施要綱別表 1 の「特定農作業受委託契約」に基づく委託をいう。以下同じ。）を行っている農地であって、当該担い手以外の者が当該農地を機構へ貸し付け、事業実施年度の前年度の1月1日から事業実施年度の12月末日までに担い手へ賃借権の設定等（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項に規定する「賃借権の設定等」をいう。以下同じ。）を行った農地の面積
- 2 平成23年4月22日時点における警戒区域、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域内の農地であって、実施要綱別表 1 の「新規集積農地面積」の定義の欄中 2 の（1）に掲げる農地に該当するものを機構へ貸し付け、事業実施年度の前年度の1月1日から事業実施年度の12月末日までに担い手へ賃借権の設定等を行った農地の面積
- 3 土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき指定された一時利用地において、担い手に対して担い手以外の者が特定農作業委託を行っている農地であって、当該担い手以外の者が当該農地を機構へ貸し付け、事業実施年度の前年度の1月1日から事業実施年度の12月末日までに担い手へ賃借権の設定等を行った農地の面積